

岡山市新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者慰労金について (居宅療養管理指導・福祉用具貸与販売)

岡山市では、国慰労金の給付要件を満たさない居宅療養管理指導事業所・福祉用具貸与販売事業所の薬剤師等・福祉用具専門相談員に対する慰労金を給付します。

給付対象者

令和2年3月22日から令和2年6月30日までの期間で**5日以上10日未満**、岡山市内の居宅療養管理指導事業所・福祉用具貸与販売事業所において、利用者の自宅を訪問し、利用者と接する業務に従事した医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士・福祉用具専門相談員であること。

※勤務日数が10日以上の場合は、岡山県へ申請してください。岡山市へは申請できません。

支給額

3万円

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することはできません。

医療、介護等、他の慰労金と重複して、この慰労金を受け取ることはできません。

申請手続

- 事業所もしくは法人単位での申請の取りまとめに、ご協力をお願いします。
総括表の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☆取りまとめた申請書について、総括表の作成をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の書類を**郵送**でご提出ください。
※封筒の表に「介護従事者慰労金申請書在中」と記載してください。
 - 介護従事者慰労金申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☆記入例を参考に漏れのないように記入してください。裏面に本人確認書類及び振込先の通帳の写しを貼り付け又はA4サイズでコピーしてホチキス止めしてください。
 - 本人確認書類の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☆運転免許証、健康保険証等の本人確認書類の写しをご提出ください。
 - 振込先の通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☆通帳の表紙をめくった次のページで、口座名義のカナ表記が分かるページの写しをご提出ください。

※慰労金の振込先は、申請書ご本人の口座に限ります。

申請期限

令和3年2月15日（月）消印有効

申請・問い合わせ先

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階
岡山市 事業者指導課 訪問居宅事業者係
電話：086-212-1012

介護従事者慰労金（居宅療養管理指導、福祉用具貸与販売）の給付の流れ

申請	<ul style="list-style-type: none">・勤務する事業所を通して申請してください。・複数の薬局に勤務している場合、主に勤務する薬局1つから申請してください。
審査	<ul style="list-style-type: none">・申請に基づき、岡山市で内容を審査します。
給付	<ul style="list-style-type: none">・給付が決定したら、事業所あてに決定通知書が郵送され、申請書記載の銀行口座に慰労金が振り込まれます。
事業所の方へ	<ul style="list-style-type: none">・給付対象者分を事業所又は法人単位で取りまとめて、ご申請ください。・申請書に不備等があった場合、問い合わせすることがありますので、ご協力ください。